破産手続廃止

平成１９年（フ）第３１１号
長崎県佐世保市東浜町686番地137
破産者　有限会社西部管工社
1　決定年月日　平成23年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第１７８号
長崎県西海市西彼町小迎郷1032番地５
破産者　ライフアップホーム有限会社
1　決定年月日　平成23年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第２１２号
千葉県船橋市湊町３丁目14番14号　エステートピア寿102号、開始決定時の住所千葉県船橋市宮本２丁目７番17―405号
破産者　加瀬　嘉昭
1　決定年月日　平成23年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第４０９号
千葉県市原市惣社１丁目４番地15　国吉マンション102
破産者　有馬　数博
1　決定年月日　平成23年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第６１２号
千葉県市川市南八幡４丁目14番７―402号　オータムヒルズ
破産者　篠原　典子
1　決定年月日　平成23年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第６９９号
千葉市美浜区真砂２丁目14番７棟201号
破産者　石橋　文男
1　決定年月日　平成23年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第７１２号
千葉県市川市市川南３丁目13番17―807号　江戸川堤マンション
破産者　有本錦淑こと　朴　　錦淑
1　決定年月日　平成23年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１５２６号
堺市北区百舌鳥梅町１丁24番地12　グリーンヒル城の山301号、開始決定時の住所堺市北区百舌鳥本町３丁５番地３　ロイヤルパレス106号
破産者　渡辺工業こと　渡邊　賢二
1　決定年月日　平成23年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第４９５号
仙台市宮城野区榴岡２丁目２―８―202
破産者　有限会社アイ・ユー・エス・エー
1　決定年月日　平成23年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１８１号
茨城県鹿嶋市大字宮中64番地の８
破産者　松島鉄筋株式会社
1　決定年月日　平成23年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第１８２号
茨城県鹿嶋市大字宮中64番地の８
破産者　大光石材有限会社
1　決定年月日　平成23年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第９９２号
千葉市稲毛区小仲台７丁目24番３号　海宝コーポⅠ101
破産者　根本　英明
1　決定年月日　平成23年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第５９号
千葉市美浜区真砂２丁目16番１棟501号
破産者　武田　　裕
1　決定年月日　平成23年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第４９２号
千葉県船橋市習志野台６丁目７番５棟208号
破産者　山谷　雅範
1　決定年月日　平成23年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第６１９号
千葉県市川市末広２丁目15番23号　第１メゾンドールメイワ101号
破産者　玉城　健太
1　決定年月日　平成23年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第６８９号
千葉県市川市須和田１丁目24番４号　フジハイツ201号、開始決定時の住所千葉県市川市市川南１丁目７番13―202号　和孝ロイヤルマンション
破産者　伊澤　隆弘
1　決定年月日　平成23年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成１９年（フ）第４２１号
千葉県八街市吉倉字瀬田入592番地２
破産者　株式会社関東有機
1　決定年月日　平成23年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第６０１号
東京都東久留米市南沢３丁目13番15号
破産者　孝昇産業株式会社
1　決定年月日　平成23年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第６０２号
東京都東久留米市南沢３丁目13番15号
破産者　篠宮　　孝
1　決定年月日　平成23年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第７２７号
東京都青梅市大門１丁目558番地フリーデンスハイム102号室
破産者　小野寺　悟
1　決定年月日　平成23年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１２６０号
名古屋市熱田区新尾頭３丁目２番18号
破産者　株式会社ＮＥＸＴ　ＪＡＰＡＮ
1　決定年月日　平成23年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部